

認定期限の間もなく到来する
認定事業者 殿

全国木材チップ工業連合会
会長 佐合 隆治

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係わる事業者認定の継続更新手続きについて

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係わる事業者認定の3年間の認定期限が間もなく到来しますので継続をご希望される場合は、以下の事項をご確認の上、継続申請書等の作成をお願いします。

1 ガイドライン等に基づく作成であることの確認

継続申請書は、林野庁（HP）の「発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン」及び「同Q & A」等を熟知の上、作成願います。

2 申請書類の事前確認

申請書類一式の事前確認のため、以下の申請書類一式を下記のアドレスに送信願います（サプライチェーン図、証明書等以外は「PDF」ではなく「WORD」にて）。

- ①継続申請書
- ②分別管理及び書類管理方針書
- ③事業概要
- ④輸入燃料のサプライチェーン図・合法性証明書・納品書やトレーサビリティレポートなどの説明資料

また、従前同様、申請内容全般についてヒアリングとともに輸入燃料を扱う場合はその合法性について書類等による確認も行うこととします。

なお、申請書様式は当連合会 HP、「発電用木質バイオマス対策」の「2 記載様式」からダウンロードできます（但し、「分別管理及び書類管理方針書」を除く）。

送信先アドレス：zmchipmaster@zmchip.com

3 輸入燃料を取り扱う場合の対応

詳細は、別添「輸入燃料(製品)を日本国内にて利用する場合の FIT 事業者認定(メモ)」をご確認の上、

① サプライチェーン図

② 合法性証明書 + その根拠となる書類 (納品書やトレーサビリティレポートのコピー等)

③ 分別管理の体制 (社内における上記①・②の整理・確認等の運用体制)

も作成・提出をお願いします。

4 事業者認定料

事業者認定料は、8万円(3年間有効、維持管理費を含む。)、一社に複数工場がある場合は、2工場目からは1工場4万円(3年間有効、維持管理費を含む)となります。

また、認定料は事務処理等整備のためアップさせて頂いています。ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

(担当；上原)

【事業者認定申請書（継続）の様式】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

令和 年 月 日

全国木材チップ工業連合会 会長 殿

（申請者）

事業者の所在地：〒

事業者の名称：

代表者の役職、氏名：

⑩

既認定番号：

全国木材チップ工業連合会の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数
- 2 認定を希望する期間に取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
（原料、製品別に記入）
- 3 過去3年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
（原料、製品別に記入）
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
 - ・チップ工場、土場については位置図、工場の図面を添付
 - ・工場の図面には原料、チップの由来別保管場所を明示。また、当該箇所の写真（図面に撮影方向を明示）を添付。
- 5 分別管理及び書類管理の体制および方針（別添え）
- 6 その他
 - ・資格（ISO、JAS等）を取得されていれば記入してください。

【事業概要】

事業概要は審査委員会に諮るための基礎資料です。

1 取り扱う木材の種類、取扱量

(原料及び製品の両方を由来別・樹種別に記載)

区分		品目 (樹種)	取扱量	備考
原料	間伐材等由来の木質			
	バイオマス			
	一般木質バイオマス			
	建設資材廃棄物			
	一般廃棄物			
	計			
製品	間伐材等由来の木質			
	バイオマス			
	一般木質バイオマス			
	建設資材廃棄物			
	一般廃棄物			
	計			

注；①「取扱量」は向こう3年間の予定量を記入して下さい。

②輸入燃料については取得している合法制度名を備考欄に記入して下さい。

2 集荷先 (範囲)

取り扱う木材の由来、種類ごとに (地域名や企業名 (所在地も) を記入)

3 出荷先

製品の出荷先 (企業名や発電所名 (所在地 (県市町村名まで) を記入)

4 その他